

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高槻市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び関係法令に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実について審査又はその届出に対する応答に関する事務 2. 被保険者証又は認定証に関する事務 3. 介護給付、予防給付又は特別給付の支給に関する事務 4. 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5. 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6. 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7. 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8. 保険料滞納者に係る支払方法変更に関する事務 9. 保険給付の支払いの一時差止めに関する事務 10. 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11. 保険料の賦課又は保険料の徴収に関する事務 12. 地域支援事業に関する事務 13. サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムでの受領
③システムの名称	介護保険事務処理システム(ADWORLD)／介護認定審査会支援システム(ADWORLD) 住民基本台帳ネットワークシステム／中間サーバー／宛名システム／団体内統合宛名システム(ADWORLD)／サービス検索・電子申請機能／申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第1項第8号 別表第2の第1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・108・109・117・120の項</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第8号 別表第2の第93・94の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 長寿介護課、国民健康保険課
②所属長の役職名	長寿介護課長、国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高槻市総務部法務ガバナンス室 569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 072-674-7322
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高槻市健康福祉部長寿介護課、国民健康保険課 569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 072-674-7167、072-674-7072

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システム名称	介護保険事務処理システム(ライフパートナー/P)	介護保険事務処理システム(ADWORLD)/介護認定審査会支援システム(ADWORLD)住民基本台帳ネットワークシステム/中間サーバー/宛名システム/団体内統合宛名システム(ADWORLD)/サービス検索・電子申請機能/申請管理システム	事後	
令和5年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2の第1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・108・109・117・120の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2の第93・94の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第1項第8号 別表第2の第1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・108・109・117・120の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第8号 別表第2の第93・94の項	事後	
令和5年2月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年1月15日時点	令和5年1月15日時点	事後	
令和5年2月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年1月15日時点	令和5年1月15日時点	事後	
令和5年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	介護保険法及び関係法令に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 1. 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2. 被保険者証又は認定証に関する事務 3. 介護給付、予防給付又は特別給付の支給に関する事務 4. 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5. 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6. 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7. 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8. 保険料滞納者に係る支払方法変更に関する事務 9. 保険給付の支払いの一時差止めに関する事務 10. 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11. 保険料の賦課又は保険料の徴収に関する事務 12. 地域支援事業に関する事務	介護保険法及び関係法令に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 1. 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2. 被保険者証又は認定証に関する事務 3. 介護給付、予防給付又は特別給付の支給に関する事務 4. 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5. 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6. 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7. 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8. 保険料滞納者に係る支払方法変更に関する事務 9. 保険給付の支払いの一時差止めに関する事務 10. 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11. 保険料の賦課又は保険料の徴収に関する事務 12. 地域支援事業に関する事務 13. サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムでの受領	事後	